

## 中小企業者等緊急支援補助金（概要）

### ■目的

新型コロナウイルス感染症の影響に加えて、原材料価格・燃料価格高騰によるあおりを受けている市内の中小企業を対象に、これらの影響を緩和するため支援金を給付する。

### ■補助対象

三島市内に主たる事務所又は事業所を有する中小法人等及び個人事業者等

※「中小法人等及び個人事業者等」とは、「中小企業者等緊急支援補助金交付要綱第2条」に定めるところによる。

### ■対象月

令和3年10月から令和4年11月までのいずれかの月

※比較月・・・対象月と同月であって、平成31年1月から令和3年9月までの期間から緊急支援補助金の交付の申請を行う者が選択した月をいう。

### ■補助額

1 事業者につき、上限10万円（1回限り）

※比較月の粗利益から対象月の粗利益を差し引いて得た額を補助額とし、10万円に満たない場合はその額を補助額とする。

### ■補助要件

上記の補助対象に該当するもののうち、以下の要件を満たす必要があります。

- 1 交付対象事業を1年以上営んでおり、緊急支援補助金の受給後も事業を営む意思があること。
- 2 主たる事業が日本標準産業分類における次に掲げるいずれかであること。
  - ・大分類D 建設業
  - ・大分類E 製造業
  - ・大分類G 情報通信業
  - ・大分類H 運輸業・郵便業
  - ・大分類I 卸売業・小売業
  - ・大分類L 学術研究・専門技術サービス業
  - ・大分類N 生活関連サービス業・娯楽業
  - ・大分類O 教育・学習支援業のうちO2 教育・学習支援業（その他の教育・学習支援業）
  - ・大分類P 医療・福祉
  - ・大分類R サービス業（他に分類されないもの）のうちR2 サービス業（政治・経済・文化団体、宗教を除く）
- 3 粗利益（＝当月の売上－当月の仕入額）について、対象月の額が、比較月と比較して、20%以上減少していること。
- 4 仕入額について、対象月の額が、比較月と比較して、20%以上増加していること。

- 5 市税を完納していること。
- 6 三島市暴力団排除条例第6条第2項に規定する暴力団員等又は暴力団員等との密接な関係を有する者でないこと。
- 7 三島市が実施する次に掲げる報償金の支給又は補助金の給付を受けていないこと。
  - ア 三島市新型コロナウイルス感染症対策公共交通事業者緊急支援事業
  - イ 運送事業者支援補助金交付事業